

議案第16号

守口市附属機関条例の一部を改正する条例案

守口市附属機関条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市附属機関条例の一部を改正する条例

守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表守口市民体育館指定管理者選定委員会の項、守口文化センター指定管理者選定委員会の項及び守口市生涯学習情報センター指定管理者選定委員会の項中「審査」の次に「及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議」を加え、同表守口市障害者施設等指定管理者選定委員会の項及び守口市自転車駐車場指定管理者選定委員会の項中「候補者の選定」を「指定」に改め、「審査」の次に「及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議」を加え、「施設管理に関する協定の締結日まで」を「1年以内で市長が定める期間」に改め、同条第2号の表守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の項中「又は教頭」を「、副校長及び教頭」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。